

成年後見制度利用促進専門家会議における中間検証の進め方について

- 1 専門家会議に「中間検証WG」（主査は、新井委員長代理）を設置（専門家会議に諮って決定）。
- 2 各テーマごとに、主担当を置いて検証する。
WGの構成員は、各テーマごとに、委員の希望を勘案して定める。
※ 事務局は、WGの開催前に中間検証に必要なデータ等の資料を構成員に送付。
構成員は、事前に意見等を会議に提出することができる。

日程	テーマ	主担当委員
第1回 10月9日（水） 13:00～15:00	Ⅱ 市町村計画の策定	原田委員
	Ⅳ 地域連携ネットワークづくり （中核機関の整備推進など）	
第2回 11月5日（火） 10:00～12:00	Ⅲ 利用者がメリットを実感できる制度の運用 （意思決定支援の推進）	上山委員
	Ⅳ 地域連携ネットワークづくり （市民後見人等担い手育成）	
第3回 11月20日（水） 10:00～12:00	Ⅲ 利用者がメリットを実感できる制度の運用 （適切な後見人等の選任と報酬）	山野目委員
	Ⅵ 医療・介護等に係る意思決定が困難な人への 支援等の検討	
	Ⅶ 権利制限の措置の見直し	
第4回 12月26日（木） 14:00～16:00	I 制度の周知	新井委員
	V 不正防止の徹底と利用しやすさの調和 （任意後見制度等の利用の促進）	

- 3 その後、専門家会議において「中間検証とりまとめ案」の審議。
「中間検証とりまとめ案」には、各テーマごとの検証結果、課題及び今後の施策の方向性等を記載。
「中間検証とりまとめ」について、成年後見制度利用促進会議に報告。